

掛川市規則第12号

掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年掛川市規則第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年掛川市条例第30号。以下「本条例」という。）に関し必要な事項（法令その他に特別な定めがある場合を除く。）を定めるものとする。

第2条第1項中「情報通信技術利用条例」を「本条例」に改め、同条第2項第2号中「であつて、次に掲げるもの」を削り、同号アから同号エまでを削り、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 市長等 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者のうち、市長が指定するものをいう。）及び市の機関をいう。

第3条から第8条までを次のように改める。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 本条例第5条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第4条 本条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を、市長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

(1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電

子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものを併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
- (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する電子証明書

3 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

**第5条** 本条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等に添付することとする。

**第6条** 本条例第5条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

**第7条** 本条例第5条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
  - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合
- （電子情報処理組織による処分通知等）

**第8条** 第3条の規定は、本条例第6条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織について準用する。

第9条を第18条とし、第8条の次に次の9条を加える。

**第9条** 市長等は、本条例第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分

通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録しなければならない。

第10条 本条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

第11条 第5条の規定は、本条例第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものについて準用する。この場合において、同条中「申請等」とあるのは「処分通知等」と読み替えるものとする。

第12条 第7条の規定は、本条例第6条第5項に規定する規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「申請等」とあるのは「処分通知等」と読み替えるものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第13条 市長等は、本条例第7条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書面による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第14条 市長等は、本条例第8条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

第15条 第5条の規定は、本条例第8条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものについて準用する。この場合において同条中「電子情報処理組織を使用して行う申請等」とあるのは「電磁的記録」と、「当該申請等」を「当該電磁的記録」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第16条 本条例第9条第1号に規定する電子情報処理組織を使用する方法そのことが適当でないものとして規則で定める手続等は、市長が別に定めるものとする。

(添付書面等の省略)

第17条 本条例第10条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の下欄に掲げる措置に応じ、同表の上欄に定める書面等とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（以下「改正後規則」という。）第4条から第12条までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、改正後規則第13条又は第14条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。